

小川町・東秩父村手漉き和紙後継者育成事業研修（合同研修）要項

埼玉県比企郡小川町
秩父郡東秩父村

1 目的

細川紙の後継者の確保、小川和紙・大河原和紙に関わる生業を支援するため、小川町・東秩父村において行う手漉き和紙に関する基礎知識及び技術の習得を目的とする小川町・東秩父村手漉き和紙後継者育成事業研修（以下「合同研修」という。）を実施します。

細川紙は、現在、小川町・東秩父村に伝承されている国内産楮を原料とした伝統的な手漉き和紙です。その技術は昭和53年に国の重要無形文化財に指定され、平成26年にはユネスコ無形文化遺産に登録されました。重要無形文化財保持団体である細川紙技術者協会によりその技術が継承されていますが、会員の高齢化と減少によりその存続が危ぶまれています。

こうした現状を踏まえ、細川紙の後継者を確実に育成し、小川和紙・大河原和紙の振興につなげるため、小川町・東秩父村の合同研修を実施することになりました。手漉き和紙技術を継承し紙漉き職人を目指す人材として、研修生を募集します。

2 募集人数

若干名

3 応募条件

次の要件を満たすこと。なお、すでに小川町・東秩父村の技術継承事業等の研修を修了した者及び研修期間中に研修を辞退した者は原則として応募することができません。

- (1) 将来、小川町・東秩父村において自らの生業として手漉き和紙を生産し、細川紙技術者協会に属して研修員として技術鍛磨を続け、次世代に細川紙、小川和紙・大河原和紙の技術・文化を継承していく意思のある者。
- (2) 研修に積極的に出席し、細川紙、小川和紙・大河原和紙の技術・文化を学習する意欲のある者。
- (3) 令和8年4月1日時点で47歳に満たない者。
- (4) 研修場所まで自身の負担で移動することができる者。
- (5) 手漉き和紙の広報やPRに積極的に協力できる者。

4 研修受講料

無料。ただし、施設見学など研修内容により交通費・入館料など自己負担が必要となる場合があります。

5 研修場所

小川町和紙体験学習センターを中心に、東秩父村和紙の里、原材料栽培現場など。

6 研修期間及び研修日時

令和8年5月から令和11年3月までの3年間。

原則毎週土曜日、午前9時から午後4時。年間48日間程度（初年度は43日程度）。

7 研修内容

主な研修内容	説明
原料処理	原料づくりの技術。
大判紙漉き技術	基本である流し漉き技術の鍛磨。
落水・雲龍製作技術	特殊な漉き方の和紙製作技術。
卒業証書製作技術	溜め漉きの技術。
その他	普及啓発事業など技術・文化を継承するうえで必要な研修。

8 研修指導者

主に細川紙技術者協会の会員が指導します。

9 研修修了

修了に必要な研修出席日数（年間38日間程度）を満たし、一定の技術水準に達したと認められる者には、修了証を交付します。

10 研修修了後の措置

細川紙技術者協会研修員に積極的に登用します。ただし、研修員への登用は細川紙技術者協会による選考が必要であり、登用を保証するものではありません。

11 申込方法

下記の申込書類に記入のうえ、申込先に郵送または申込先窓口に提出してください。なお、申込書類は申込先窓口に設置しているほか、小川町・東秩父村のホームページからもダウンロードできます。（どちらからダウンロードいただいても申込書類に違いはございません）

小川町ホームページ : <https://www.town.ogawa.saitama.jp/>

※TOPページの「観光」→「和紙のふるさと」→「小川町・東秩父村手漉き和紙後継者育成合同研修の研修生を募集します」内より

東秩父村ホームページ : <https://www.vill.higashichichibu.saitama.jp/>

※TOPページ中部にある「募集」にて、「手漉き和紙後継者育成事業の研修生を募集します！」内より

(1) 様式第1号 小川町・東秩父村手漉き和紙後継者育成事業研修生申請書

履歴書（市販のもので構いません）を添付してください。

(2) 様式第2号 小川町・東秩父村手漉き和紙後継者育成事業研修生申請誓約書

12 申込先

下記のいずれかに申込してください。（どちらに申し込んでも同一の研修であり、将来の活動地域を限定するものではありません。）

(1) 小川町役場にぎわい創出課

住 所：〒355-0392 埼玉県比企郡小川町大字大塚55番地

電 話：0493-72-1221

(2) 東秩父村教育委員会事務局

住 所：〒355-0393 埼玉県秩父郡東秩父村大字御堂634番地

電 話：0493-82-1230

13 申込締切

令和8年2月27日（金）午後4時 必着

14 選考

申込書類及び面接により選考します。面接は令和8年3月12日（木）を予定しています。

15 その他

本募集は、小川町議会及び東秩父村議会における令和8年度当初予算の成立を条件とします（停止条件付募集）。予算が成立しない場合は本募集にかかる効力は発生しません。また、翌年度以降において予算の減額等があった場合、その時点において研修事業の中止または変更が生じることもありますので、あらかじめご承知おきください。